



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 32(3), 151-153
Issue Date	1982-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16378
Type	other
File Information	32(3)_p151-153.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和五六年七月一七日(金)午後一時半—五時

「経済学における認識の諸問題——D・ヒュームからJ・M・ケインズにいたる一つの伝統について」

報告者 北海道大学経済学部教授

白井 孝昌

出席者

二四名

最近、シカゴ大学の『法学研究論集』第九巻第四号の特集「法とプライバシーの経済学」などに見られる計量経済学的手法の応用は、法学界における新しい動向として若い研究者の注目を集め、法学の領域に対する「経済学の侵入」といったセンセーショナルな言葉さえ聞かされる。このような動向のもつ方法論上の問題について、経済学者の立場から若干のコメントが加えられた。

計量経済学的手法が経済学の中で無視しえない地歩を占めるようになったのは、ケインズ以後の消費関数の計測、マクロ・モデルの計量化等の動向によるところが大きいが、ケインズ自身は計

量経済学の方法にきわめて懐疑的であったこと、そして、それは彼の生来の性向によるのではなく、ヒューム以来の論理学の発展にかんする彼自身の深い研究によって裏打ちされた判断であることが指摘された。確率論研究の過程でケインズがヒュームに対して大きな関心を抱いていたことから始めて、研究対象としての人間行為の構造に言語的表現を与える過程で生じる実態と言語との間のずれにかかわる問題点が指摘されたうえで、経済学(そしておそらくは法学)における諸問題には、「実態に応じた問題」と「作動的な問題」とがあって、しかも両者の区別がきわめて困難であると述べられた。後者は「観念の遊び」であって、その遊びのルールが明白であれば、その無意味さもわかりやすい。しかし実際にはルールを不明瞭にする事情が多くあり、問題自体の無意味さが明白でなくなることがある。

最後に、観念相互間の諸関係には種々の性質のものがあって、因果関係はその一つにすぎないこと、そして回帰分析の手法自体は諸変数間の関係が因果関係であることを保証しないことが指摘された。経済学が哲学から独立して以来、経済学者は因果性の意味を深く考える習慣をなくしてしまったが、他方、因果関係を認定するという困難な問題は、一定の手法を盲目的に適用することによって誰にでも容易に解決できるというような状況は今日にいたってもけっして達成されてはいないのである。

配布資料 白井孝昌「ケインズ『自由放任の終焉』を読む」

『経済セミナー』、一九八一年五月号所収。

○昭和五六年九月二五日(金)午後二時半—六時

「Justizsachen und Polizeisachen (司法事項と警察事項)」

講師 Karl Kroeschell カール・クレンツェル教授

(西独フライブルク大学)

通訳

和田 卓朗

出席者

二九名

近年、中世法の構造に関する新見解を打ち出してきておられるクレンツェル教授が、近世の法と国家のあり方の理解の仕方についてどのような展望を持っておられるのか——本講演は、この点を十分うかがわせて呉れる雄篇である。村上淳一教授(東大)や辻泰一郎氏(明治学院大)の論考を嚆矢として、近年、我が国の西洋法史学界も、「警察」をめぐる問題を取り上げつつ、近世の法Ⅱ国制の実態に迫ろうという気運を見せてきていることを思えば、これはすこぶる時機を得たものと言えらる。

さて、近世における「警察」の概念(F.-L. Kneumeyer)、警察条令と私法との関係(G. K. Schmelzisen, R. Schulze)、警察学(H. Maier)等、「警察」について、これまで法史学が挙げてきた成果を通観された教授は、近世ドイツ国制史上、「警察」の果たした役割と意義を説明することの必要性を強調される。「警察権*ius politialae*」の分析、その「*ius reformandi politicum*」との脈絡・異同の解明等を通じて、近世「絶対主義」国家権力の生成に際して「警察」の演じた役割を全面的に検討する作業は、更に、中世の法観念と近世・近代のそれとの連続面と断層を明るみ

に出していくことにもならう。「判官 Weistum」「協約 Einung」「法命令 Rechtsgebot」という立法類型を設定し、警察条令に起源を有するとされる第三の法命令説的法源論の漸次的一般化をもって近世・近代法の特徴を説明する構想(W. Ebel)も、今一度、吟味されていくことであらう(この構想の出発点に置かれる立法の三「類型」の内容の再吟味、その相互的流動性・相対性を示唆する Kroeschell, „Rechtsfindung“, in: Festschrift für Hermann Heimpel, Bd. 3, 1972, Bernhard Dietelkamp, Reichswesfünner als normative Quellen?, in: Recht und Schrift im Mittelalter (Vorträge u. Forschungen, XXIII), 1972 などがあろう)。

教授は、一七、一八世紀の判例文献 *Decisionenliteratur* で大いに議論された「司法事項と警察事項」という問題を分析されることによつて、この課題に挑戦された。確かに、ラント君主は、「警察事項」は(帝國)裁判所の裁判管轄権外にある旨の主張を繰り返したが、「私人の権利*ius privatorum*」の侵害の存在が主張された場合は「司法事項」として(帝國)裁判所の管轄に属する、という法律家の通念が排されることにはついにならなかったのである。「司法事項と警察事項」といふのは、いわば、後者は「実体(法)」、前者は「訴訟(法)」と、レベルを異にする概念であった。だからこそ、君主がその「*ius reformandi politicum*」ないし「*ius politialae*」を正当に行使しているかは、個々の場合について常に(帝國)裁判所の審理対象となりえたのである。こ

の状況下では、近世を通じてラントの「絶対」君主が築いていった立法権の「法」的根拠をその警察権能ポリツァイに求めることは無意味であらう。

このような古帝国の法状態を「司法国家 Justizstaat」(O. Mayer)と呼ぶべきか、それとも教授のお考えの様に、既に近代的な意味での「法治国家 Rechtsstaat」と名付けることが出来るかは、もとより議論のわかれるところではある。

講演に引き続き、絶対主義的ラント君主の行政権(独立)の主張の貫徹のための試み(大権裁判 *Machtspruch*)、ローマ法上の公・私法の別が近世法史上果たした(もしくは、果たさなかった)機能、「司法事項ユースタイツと警察事項ポリツァイ」の説明に「実体法」・「訴訟法」の概念を用いることの研究的意味と問題点、警察条令が一九世紀バンデクテン法学もしくは(ギールケの批判を通じて)ドイツ民法典に与えた(もしくは、与えなかった)影響などをめぐって、活発な質疑、討論が行なわれた。